

# 第11章

## 情報通信技術の活用の推進

# 総論

教育における情報通信技術（ICT）の活用は、子供たちの学習への興味・関心を高め、分かりやすい授業や子供たちの主体的な学びを実現する上で効果的であり、確かな学力の育成に資するものです。また、ICTを活用することにより、一人一人の子供たちの能力や特性に応じた「個別学習」や、子供たちが教え合い学び合う「協働学習」の効果的な実施が可能になります。さらに、障害のある子供たちが学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立した日常生活や社会参加が可能となるような特別支援教育を実現することができます。

「日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）」や「第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）」、「世界最先端IT国家創造宣言（平成25年6月14日閣議決定）」などにおいても、教育におけるICT活用の方向性が掲げられたところであり、文部科学省では、これらを踏まえながら、教育の情報化を推進しています。

図表 2-11-1 国家戦略における記述

「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」（平成25年6月14日閣議決定）（抜粋）	
ITを活用した21世紀型スキルの習得	2010年代中に1人1台の情報端末による教育の本格展開に向けた方策を整理し、推進するとともに、デジタル教材の開発や教員の指導力の向上に関する取組を進め、双方向型の教育やグローバルな遠隔教育など、新しい学びへの授業革新を推進する。
「第2期教育振興基本計画」（平成25年6月14日閣議決定）（抜粋）	
ICTの活用等による新たな学びの推進	確かな学力をより効果的に育成するため、言語活動の充実や、グループ学習、ICTの積極的な活用をはじめとする指導方法・指導体制の工夫改善を通じ協働型・双方向型の授業革新を推進する。デジタル教科書・教材のモデルコンテンツの開発を進めつつ、各教科等の指導において情報端末やデジタルコンテンツ等を活用し、その効果を検証する実証研究を実施する。実証研究の成果を広く普及すること等により、地方公共団体等に学校のICT環境整備を促す。また、学校において多様な情報端末でデジタル教材等を利用可能とするため、デジタル教材等の標準化を進める。さらに、できるだけ早期に全ての教員がICTを活用した指導ができることを目指し、教員のICT活用指導力向上のための必要な施策を講じる。
教材等の教育環境の充実	教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数3.6人（※）、教材整備指針に基づく電子黒板・実物投影機の整備、超高速インターネット接続率及び無線LAN整備率100%、校務用コンピュータ教員1人1台の整備を目指すとともに、地方公共団体に対し、教育クラウドの導入やICT支援員・学校CIOの配置を促す。 ※各学校に、①コンピュータ教室40台、②各普通教室1台、特別教室6台、③設置場所を限定しない可動式コンピュータ40台を整備することを目標として算出。
「世界最先端IT国家創造宣言」（平成25年6月14日閣議決定）（抜粋）	
教育環境自体のIT化	学校の高速ブロードバンド接続、1人1台の情報端末配備、電子黒板や無線LAN環境の整備、デジタル教科書・教材の活用等、初等教育段階から教育環境自体のIT化を進め、児童生徒等の学力の向上とITリテラシーの向上を図る。 あわせて、教える側の教師が、児童生徒の発達段階に応じたIT教育が実施できるよう、IT活用指導モデルの構築やIT活用指導力の向上を図る。そのため、指導案や教材など教師が活用可能なデータベースを構築し、府省の既存の子供向けページも教材として整理し、積極的に活用する。また、企業や民間団体などにも協力を呼びかけ、教育用のデジタル教材の充実を図る。 これらの取り組みにより、2010年代中には、全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で教育環境のIT化を実現するとともに、学校と家庭がシームレスでつながる教育・学習環境を構築する。

※学校CIO：学校における情報化推進の統括責任者

## 第1節 教育の情報化

子供たちの「確かな学力」の育成を実現するためには、分かりやすい授業を実現することが必要であり、指導方法の一つとして、教員がICTを効果的に活用した授業を展開することが重要となっています。

また、社会の情報化が急速に進展していく中で、子供たちが情報や情報手段を主体的に選択し活用していくための基礎的な資質（情報活用能力）を身に付け、情報社会に主体的に対応していく力を備えていくことがますます重要となっています。

さらに、教員の校務事務の多忙化により、子供たちと向き合う時間が不足していることが指摘され

ている中で、ICTを活用した校務の効率化が求められています。

一方、近年、インターネットによる犯罪被害の増加、生活リズムの乱れなどが大きな問題となっており、情報社会の便利な側面のみならず、影の部分やその対処法などについて、子供たち自身や保護者などが正しく認識し、適切に行動していくことがますます重要となっています。

このような状況を踏まえ、「第2期教育振興基本計画」においては、ICTの活用により協働型・双方向型の授業革新を推進することや、教育用コンピュータや電子黒板等のICT環境を充実すること、青少年を有害情報から守るための取組を推進することなどが盛り込まれました。

## 1 ICTの活用による新たな学びの推進

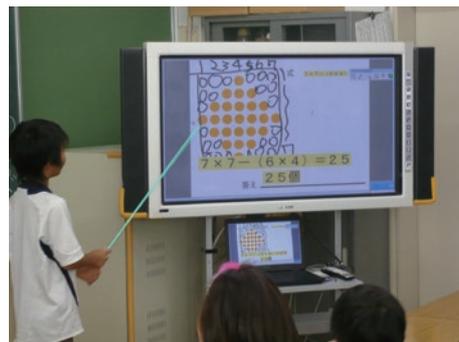
### (1) 教育の情報化に関する総合的な実証研究の実施

文部科学省では、平成23年度から25年度まで、教育の情報化に関する総合的な実証研究を行うため、総務省の「フューチャースクール推進事業」と連携し、「学びのイノベーション事業」を実施しました。本実証研究は、全国20校（小学校10校、中学校8校、特別支援学校2校）を実証校とし、文部科学省は主にソフト・指導面を、総務省は主に情報通信技術面を担当しました。

本事業では、一人一台の情報端末や電子黒板、無線LAN等が整備された実証校の環境において、それらのICT機器や、文部科学省が開発したデジタル教科書・教材を活用した授業を実施し、指導方法の開発やICT活用の教育上の効果・影響の検証等を行いました。

実証校においては、例えば、子供たちが情報端末に書き込んだ自分の考え方を電子黒板に提示し、それぞれの考え方を発表し合うことにより、多様な考え方を共有する取組などのほか、子供たちが情報端末を自宅に持ち帰って家庭学習でも活用する取組などが行われました。

平成25年度では、実証研究を踏まえ、ICTを活用した指導のポイントや実践事例、学習者用デジタル教科書・教材等の在り方の整理、ICTを活用した教育の効果、ICT活用の留意事項、今後の推進方策などについて取りまとめました。ICTを活用した教育の効果に関しては、子供の学習への関心・意欲の向上、教員のICT活用指導力の向上等が見られたことなどを記載しています。



点の数を求める方法を工夫して考え、式に表し、電子黒板を活用して、子供たちが様々な考え方を発表し合う様子

## Column No. 24

### 学校における情報通信技術の活用

広島市立藤の木小学校は、広島市佐伯区の藤の木団地に位置し、広島市立小学校142校中132番目にできた開校25年目の小学校です。平成22年度から総務省「フューチャースクール推進事業」実証校、23年度から文部科学省「学びのイノベーション事業」実証校として、最先端のICTを利活用した実践研究を進めてきました。

「ICTを生かした つながる 広がる 深め合う授業」を目指し、ICTを、児童と教材、児童と教員、児童と児童をつなぐ道具として捉え、45分の授業に「協働学習」を位置付けた授業づくりに取り組んでいます。その一例を紹介します。

教員は電子黒板（IWB）を用いて課題を効果的に提示します。児童は



TPCにまとめた自分の考えを説明し合う場面  
—協働学習—

タブレットパソコン（TPC）を用いてデジタル教材を操作しながら自分の考えをまとめ、TPCに書き込みます。そして、ペアやグループでTPCの画面を見せ合い、自分の考えを説明し合います。教員は児童のTPC画面をIWBに映し出し、指名された児童はIWBの前でクラス全体に自分の考えを発表します。このように、ICTの活用によって個々の児童の考えを瞬時に共有しながら協働学習を行うことができるようになりました。

また、「学びのイノベーション事業」で開発された学習者用デジタル教科書・教材は、写真や音声、動画などデジタルならではの教材が豊富に用意されており、その活用は個の学習を確かなものになりました。協働学習を深めるには、一人一人の児童が確かな考えを持つことが重要なことから、有効な教材だと感じています。

最先端のICT環境となったからといって授業が大きく変わるわけではありません。むしろ、授業の狙いを達成するためにICTを有効活用するという視点を持って授業づくりに真摯に取り組んだことが授業の充実につながり、児童の学習意欲の高まりにつながったと感じています。

これからもこうした取組を一層推進し、その成果を広島市はもとより全国に発信し、教育の情報化に寄与していきたいと思えます。

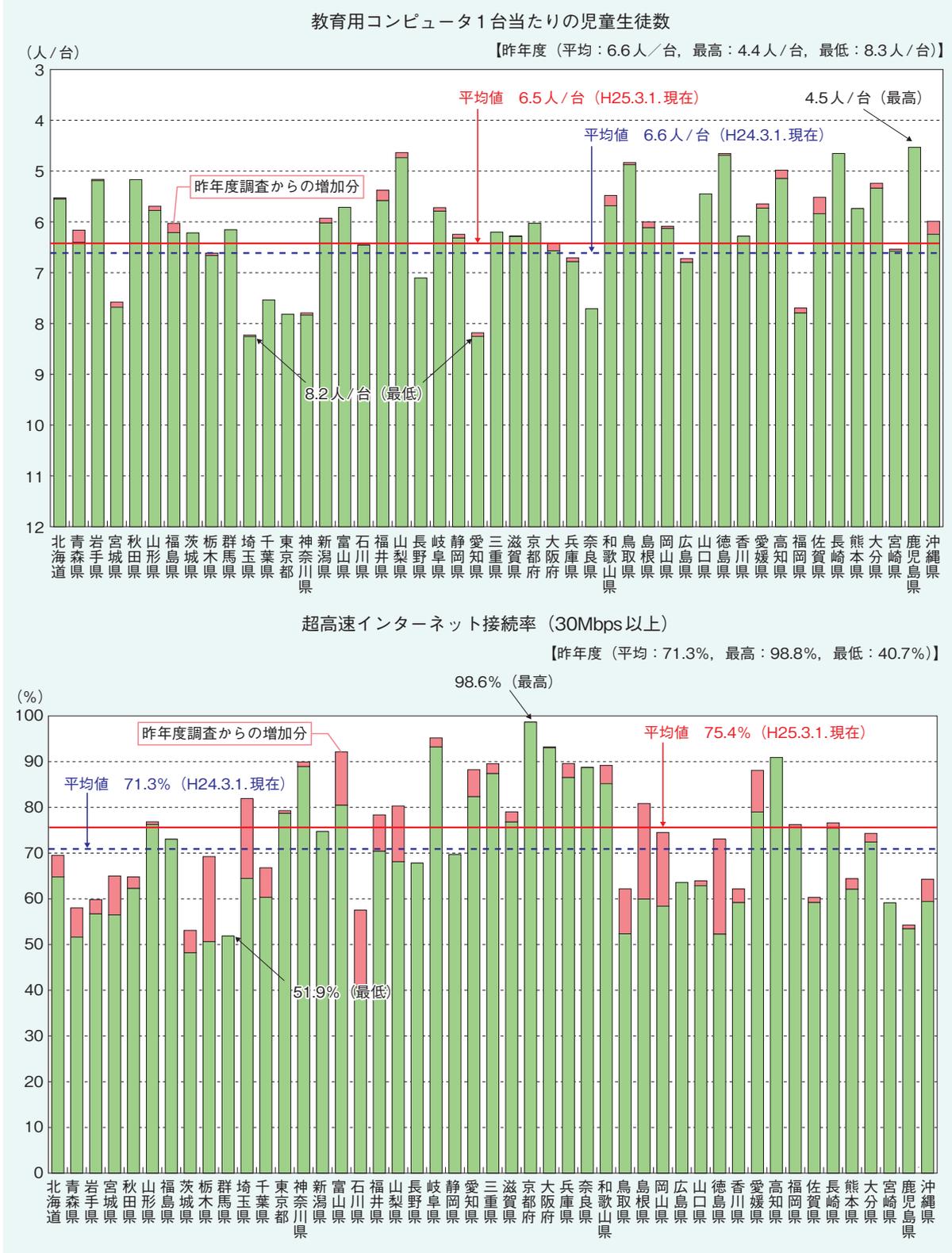
（執筆：広島市立藤の木小学校）

## （2）情報通信技術を活用した教育の推進のための環境整備

学校におけるICT環境の整備状況については、平成25年3月1日現在、教育用コンピュータの1台当たり児童生徒数は6.5人（前年度6.6人）、超高速インターネット接続率は75.4%（前年度71.3%）となっています。都道府県別の整備状況を見ると、教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数は、8.2人/台から4.5人/台まで、超高速インターネット接続率は、51.9%から98.6%までとなっており、整備状況に差が生じています（図表2-11-2）。このほか、電子黒板の整備状況については、整備台数が約7万2,000台であり、前年度の約6万4,000台から約8,000台増加しています。また、実物投影機の整備台数は約14万1,000台で、前年の約12万6,000台から約1万5,000台増加しており、周辺機器の整備が進んでいます\*<sup>1</sup>。

\*学校のICT環境の整備については、従来より地方財政措置が講じられており、平成26年度から4年間は第2期教育振興基本計画で目標とされている水準を達成するため、新たに策定される教育のIT化に向けた環境整備4か年計画（平成26年度～平成29年度）に基づき、単年度約1.678億円の地方財政措置が講じられる予定です。これを踏まえ、平成26年2月に、各都道府県・指定都市教育委員会に対して、当該措置の内容について通知するなど、積極的な活用を促しています。

\*<sup>1</sup> 参照：[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/chousa01/jouhouka/kekka/k\\_detail/1339550.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/jouhouka/kekka/k_detail/1339550.htm)



図表 2-11-3 普通教室の校内LAN整備率 (H25年3月1日現在)



(参考)  
校内LANを整備する普通教室のうち、無線LANを整備する教室の割合は次のとおり。

H23.3	23.2%
H24.3	23.7%
H25.3	23.3%

(出典) 文部科学省「平成24年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

### (3) 教員のICT活用指導力向上に向けた取組

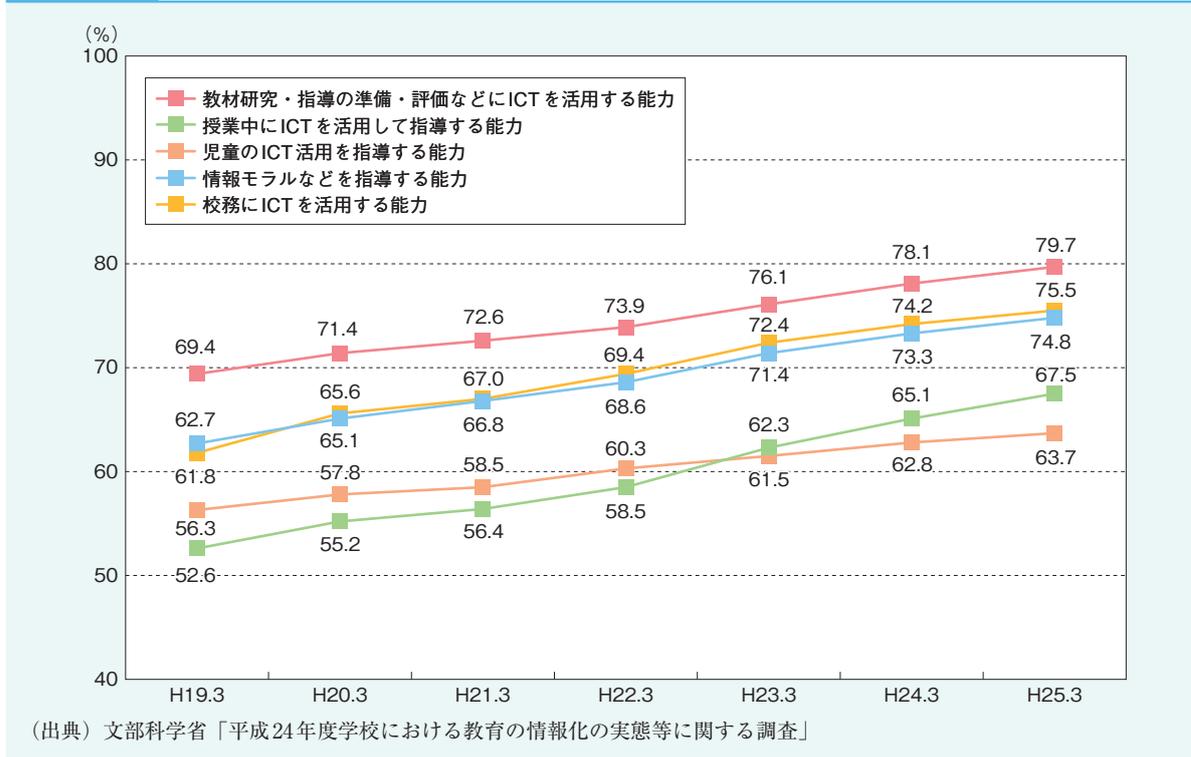
教員のICT活用指導力については、子供たちの学習内容や学習形態に応じて、五つの大項目と18の小項目に分類した「教員のICT活用指導力の基準 (チェックリスト)」\*<sup>2</sup>を活用し、公立学校を対象として調査を行っています。調査では、このチェックリストに基づき、項目別に4段階(「わりにできる」「ややできる」「あまりできない」「ほとんどできない」)の自己評価を行い、「わりにできる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合により、5項目のICT活用指導力を把握しています(図表2-11-4)。平成24年度においては、昨年度と比べ、5項目全てのICT活用指導力が上昇しています。

学校においてICTを効果的に活用した教育を行うためには、教員のICT活用指導力を高める必要があります。

このため、教員研修センターでは、各地域の研修講師や研修の企画立案を行う指導者の養成を目的とした「学校教育の情報化指導者養成研修」を実施しています。本研修では、ICTを活用した分かりやすい授業を展開する手立てや、情報モラルの指導を充実するための研修計画の作成など、学校の情報化の推進に必要な知識等を修得するための講義・演習を行っており、本研修の受講者が各地域の指導者となることにより、教員のICTを活用した指導力の向上を図っています。

\*<sup>2</sup> 参照：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/1296901.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1296901.htm)

図表 2-11-4 教員のICT活用指導力の推移



## 2 情報活用能力の育成

子供たちの情報活用能力を育成する情報教育は、子供たちが「生きる力」を身に付ける上で重要であり、教育活動全体を通じて横断的に実施する必要があります。

学習指導要領においては、情報教育を小・中・高等学校の各段階を通して体系的に実施することとしており、平成20年（小・中学校）及び21年（高等学校）に改訂された学習指導要領において、情報教育の充実を図りました。

具体的には、小学校では、コンピュータなどの基本的な操作を身に付けることや、各教科の授業において情報手段を適切に活用すること、情報モラルを身に付けることなどを明記しました。また、中学校では、小学校の学習を通じて習得したことを基盤として、コンピュータなどを主体的に活用できるように学習活動を充実することなどを明記しました。

さらに、高等学校では、情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるように学習活動を充実することなどを明記するとともに、共通教科「情報」において、生徒の興味・関心等に応じて、情報や情報科学に関する科学的な見方・考え方について、より広く、深く学ぶことを可能とするよう、従来の科目構成を見直し、「社会と情報」、「情報の科学」の2科目構成としました。

これらを踏まえ、文部科学省では、学習指導要領の下で教育の情報化が円滑かつ確実に実施されるよう、教員の指導をはじめ、学校・教育委員会の具体的な取組の参考となる、「教育の情報化に関する手引」を作成し、周知を図っています\*3。

また、義務教育段階における児童生徒の情報活用能力の状況や授業等におけるICTを活用した学習状況の実態把握を通じて、学校における指導の改善、充実に資するための調査研究を実施しています。平成25年度においては、小・中学生を対象として、コンピュータを用いた情報活用能力調査を実施しました。26年度には、調査結果の分析を行い、指導の改善、充実にに向けた指導資料を作成・

\*3 参照：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/1259413.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1259413.htm)

配布することとしています。

### 3 障害のある子供たちへの支援

障害のある児童生徒については、情報活用能力を育成するとともに、障害を補完し、学習を支援する補助手段として、ICTなどの活用を進めることが重要です。

国立特別支援教育総合研究所では、第2期計画において「ICTの活用等による新たな学びの推進」に記載されている内容に対して（総論参照）、障害のある子供の教育を支援するための重要なツールとなるICTの活用に向けての研究を実施しています。また、各都道府県等の指導的立場に立つ教職員を対象とした「特別支援教育専門研修」において、情報手段を活用した教育的支援に関する内容の充実を図っています。このほか、各教育委員会などの研修の支援のための各種研修講義の配信や、「発達障害教育情報センターWebサイト」における発達障害のある子供の教育的支援に関する各種教育情報の提供など、総合的な情報の普及を行っています\*4。

また、平成25年度には、発達障害など学習に困難を抱える子供たちにふさわしいICT活用指導を推進するための参考資料として、「発達障害がある子供たちのためのICT活用ハンドブック」を作成しました。

### 4 高等教育における情報通信技術人材の育成の推進

近年の情報通信技術の発展により、インターネットなどのメディアやモバイル端末を活用することで、大学などの授業内容の多様化・高度化や、授業時間外の学習支援の更なる充実を図ることが期待されており、教育内容・方法の改善・充実をはじめとする様々な改革が進められています。

文部科学省では平成24年度から「情報技術人材育成のための実践教育ネットワーク形成事業」を実施しています。本事業では、大学院修士課程の学生を主な対象として、クラウドコンピューティング、セキュリティ、組込みシステム及びビジネスアプリケーションの4分野において、複数の大学と産業界の連携により、企業の実際の課題に基づく課題解決型学習（PBL：Project Based Learning）等の実践教育を行っています。この取組を推進することにより、大学と産業界による実践教育ネットワークを形成し、全国の大学に実践教育を普及すること及び情報技術を高度に活用して、社会の具体的な課題を解決できる人材の育成を目指しています。

このほかにも、私学助成によって、マルチメディア装置や学内LAN（学内ネットワーク）の整備など、私立大学などにおける高度情報化への各種の取組に関する支援を行っています。

また、平成25年6月に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」においても、産業界と教育現場との連携の強化を推進し、継続性を持ってIT人材を育成していく環境の整備と提供に取り組むとともに、分野・地域を越えた全国的な実践教育ネットワークの推進や、実践的な専門教育プログラム等の構築が求められています。

### 5 青少年を有害情報から守るための取組の推進

#### （1）学校における情報モラル教育の推進

インターネットやスマートフォン・SNSなどの普及に伴い、子供たちが違法情報・有害情報にさらされ、トラブルに巻き込まれる危険性が増大しています。ときには、子供たち自身が加害者となるケースも見受けられることから、適切に情報を取り扱う能力を育成するための情報モラルに関する教育がますます重要となっています。

このような状況を踏まえ、文部科学省では、小・中・高等学校の学習指導要領において、情報モラ

\*4 参照：<http://www.nise.go.jp>

ルに関する教育の充実を図りました。

具体的には、例えば、小・中・高等学校の学習指導要領の「総則」において、各教科等の指導に当たっては、情報モラルを身に付けさせることを明記するとともに、例えば、小・中学校の「道徳」において情報モラルに関する指導に留意することや、高等学校の共通教科「情報」において情報モラルに関する内容について学習することとしました。

また、前述した「教育の情報化に関する手引」においては、情報モラル教育の必要性や情報モラル教育の指導の在り方、各教科等における指導例、教員が持つべき知識等について解説<sup>\*5</sup>するとともに、小・中学校の教員が情報モラルを指導するための基本的な考え方や指導事例等を紹介する「情報モラル教育実践ガイダンス」を作成し、周知を図っています<sup>\*6</sup>。

平成25年度には、いわゆる「ネット依存」をはじめ、スマートフォンやソーシャルメディアの普及に伴うトラブルの発生など、情報化の進展に伴う新たな課題に対応し、適切に指導を行うための教員向け指導手引書として「情報化社会の新たな課題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～指導の手引き」を作成しました。

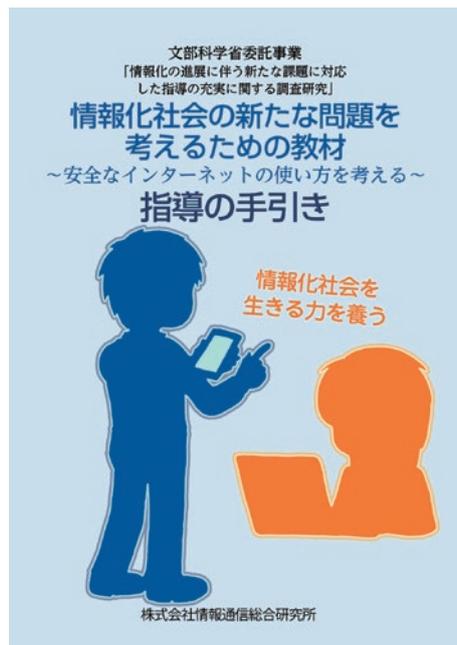
さらに、通信関係団体や総務省などと連携し、保護者、教職員及び児童生徒を対象にした、インターネットの安全・安心な利用に関する講座（「e-ネットキャラバン」）を実施しています<sup>\*7</sup>。

## （2）青少年をインターネット上の有害情報から守るための取組の推進

インターネットは、有用で便利なコミュニケーション手段として、青少年にも広く浸透しています。しかし、違法・有害情報の流通に加え、「ネットいじめ」や、コミュニティサイトなどを通じたトラブル・被害児童数の増加などが社会問題となっています。

このような状況を踏まえ、情報化社会の危険性とその対処法などについて、子供たち自身と保護者などが正しく認識し、適切に行動していくことがますます重要となっています。とくに、近年、スマートフォンを所有する青少年が増加しており、平成26年3月に発表された「青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）によれば、小・中・高校生が所有する携帯電話のうち、56.8%がスマートフォンであるとされています（平成24年度は36.0%）。このような状況を踏まえ、新たな情報通信機器にも対応した取組を実施していく必要があります。

文部科学省では、平成21年4月施行の「青少年が安全に



「情報化社会の新たな課題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～指導の手引き」



小中学生向け啓発リーフレット「ちょっと待って! ケータイ&スマホ」

\*5 参照：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/1259413.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1259413.htm)

\*6 参照：<http://www.nier.go.jp/kaihatsu/jouhoumoral/index.html>

\*7 参照：<http://www.e-netcaravan.jp/>

安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」に基づく「第2次基本計画」（平成24年7月子ども・若者育成支援推進本部決定）などに基づき、関係府省庁とも連携しつつ、青少年をインターネット上の有害情報から守るための取組を推進しています。具体的には、

- ・小中学生向け啓発リーフレット「ちょっと待って！ケータイ&スマホ」、高校生向け啓発リーフレット「ちょっと待って！スマホ時代の君たちへ」の配布
- ・フィルタリングやインターネット利用のルールに関する学習・参加型のシンポジウム「ネットモラルキャラバン隊」の開催（全国12か所）
- ・メディアリテラシー指導員養成講座の実施やフィルタリング普及活動などの各地域における先進的な取組の支援
- ・スマートフォンなどの新たな情報通信機器への対応方法などについて青少年自身が研修・発信する「青少年安心ネット・ワークショップ」の実施

などに取り組んでいます。

また、インターネット上の掲示板などを利用した特定の児童生徒に対する誹謗中傷など、「ネットいじめ」などに対応するための取組を行っています（参照：第2部第4章第7節①（2））。

さらに、学校における携帯電話の取扱いに関して、小中学校では原則持込禁止、高等学校では校内での使用を制限すべきなどの指針に沿って、学校・教育委員会で指導方針を定め、児童生徒への指導を行うよう「学校における携帯電話等の取扱いについて」（平成21年1月30日、初等中等教育局長通知）を通知しています。

加えて、平成26年2月には、多くの青少年が初めてスマートフォンなどを手にする春の卒業・進学・新入学の時期に合わせ、関係府省庁等が連携し、青少年・保護者に対するスマートフォンやソーシャルメディアなどの安心・安全な利用のための啓発活動の取組を「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として集中的に展開し、全国の教育委員会、学校、PTAなどに協力を依頼しました。

## 6 校務の情報化の推進

学校における校務の負担軽減を図り、教員が子供たちと向き合う時間や教員同士が指導方法について吟味し合う時間を増加させることにより、児童生徒に対する教育の質の向上と学校経営の改善を図るためには、校務の情報化を推進することが有効です。校務の情報化は、学籍・出欠・成績・保健・図書等の管理や、教員間の指導計画・指導案・デジタル教材・子供たちの学習履歴その他様々な情報の共有、学校ウェブサイトやメール等による家庭・地域との情報共有等に資するものであり、校務用コンピュータや校務支援システムの整備等の推進が重要な課題となっています。

文部科学省が実施した「平成24年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査」によると、平成25年3月1日時点で、教員の校務用コンピュータ整備率は108.1%となっていますが、「校務支援システム」（校務文書に関する業務、教職員間の情報共有、家庭や地域への情報発信、サービス管理上の事務、施設管理等を行うことを目的とし、教職員が一律に利用するシステム）の整備率は、76.0%にとどまっています（図表2-11-5）。このため、教育委員会等において、校務支援システムの整備を含め、校務の情報化について積極的に取り組むことが期待されます。



## 第2節

情報通信技術を活用した  
生涯学習の推進

文部科学省では、国民一人一人が生涯にわたり、あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を生かすことができる環境づくりを目指しています。一方で、生涯学習をしていない主な理由として、「忙しくて時間がない」、「身近なところに施設や場所がない」こと等が挙げられています（生涯学習に関する世論調査（平成24年度））。

このような状況を改善するためには、地理的・時間的制約を超えるとともに双方向性を有するなどの特長を持つICTを効果的に活用した学習（eラーニング）を推進することが有効です。

「第2期教育振興基本計画」においては、利用する上で効果が高いと認められるデジタルコンテンツを選定し、質の保証を図るための仕組みを構築することなどが盛り込まれ、平成25年度においては、デジタルコンテンツの実態や、その質の保証や普及・奨励を図るための仕組み構築に関する調査研究を実施しました。また、民間団体と地方公共団体等が連携して実施するICTを活用した学習成果の評価や社会的通用性の向上に資する取組（eポートフォリオ、eパスポート）を支援し、その成果の普及に努めています。

また、文部科学省では、教育上価値が高く、学校教育又は社会教育に広く利用されることが適当と認められる映画その他の映像作品や紙芝居を文部科学省選定とし、そのうち、特に優れたものは文部科学省特別選定として普及・促進に努めています\*<sup>8</sup>（[図表 2-11-6](#)）。

\*<sup>8</sup> 参照：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/movie/main9\\_al.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/movie/main9_al.htm)

図表 2-11-6 平成25年度文部科学省特別選定作品一覧

一般劇映画

作品名	種別	対象	選定日
アンコール！！	DVD	成人向き	平成25年5月1日
もうひとりの息子	DVD	青年向き, 成人向き, 家庭向き	平成25年8月28日
42～世界を変えた男～	映画	少年向き, 青年向き, 成人向き, 家庭向き	平成25年9月17日
少女は自転車に乗って	DVD	青年向き, 成人向き, 家庭向き	平成25年11月5日
グオさんの仮装大賞	DVD	青年向き, 成人向き, 家庭向き	平成25年11月20日
アナと雪の女王	映画	家庭向き	平成25年1月30日
ぼくたちの家族	映画	青年向き, 成人向き, 家庭向き	平成26年3月20日

学校教育教材・社会教育教材

作品名	種別	対象		選定日
		学校教育	社会教育	
細織ー佐々木苑子のわざー	DVD	小学校高学年児童向き, 中学校生徒向き, 高等学校生徒向き	少年向き, 青年向き, 成人向き	平成25年5月16日
言葉のきずな	DVD	—	青年向き, 成人向き	平成25年8月12日
正倉院～日本が誇る世界の宝～ 【シルクロード, そして正倉院】 ＜中倉の宝物＞	DVD	高等学校生徒向き	青年向き, 成人向き	平成25年9月17日
正倉院～日本が誇る世界の宝～ 【世界を魅了する天平美術】 ＜南倉の宝物＞	DVD	高等学校生徒向き	青年向き, 成人向き	平成25年9月17日
正倉院～日本が誇る世界の宝～ 【現代に繋がる宝物の意匠】 ＜南倉の宝物＞	DVD	高等学校生徒向き	青年向き, 成人向き	平成25年9月27日
大英博物館 ポンペイ展 ～ポンペイとエルコラーノ, その生と死～	DVD	—	青年向き, 成人向き	平成25年10月15日
社会保障って, なに? ～身近な人から学ぶ健康保険や公的年金の話～	DVD	中学校生徒向き, 高等学校生徒向き	—	平成25年11月27日
髭漆ー小森邦衛のわざー	DVD	小学校高学年児童向き, 中学校生徒向き, 高等学校生徒向き	少年向き, 青年向き, 成人向き	平成26年3月20日
坑道の記憶～炭坑絵師・山本作兵衛～	DVD	—	成人向き	平成26年3月27日
原発事故, 福島幼稚園は 一環境喪失の中で保育の原点に立ち返るー	DVD	—	青年向き, 成人向き	平成26年3月27日

第3節

## 我が国の文教・科学技術施策の 発信における情報通信技術の活用

### 1 情報通信技術を活用した積極的な情報発信

文部科学省は、教育、科学技術・学術、スポーツ、文化芸術といった非常に幅広い分野を所管しており、多様で大量の情報を取り扱う必要があります。また、教育再生や科学技術の振興など、施策の実現には社会全体の理解と協力が必須であり、施策をできるだけ幅広く国民等に周知する必要があります。このような状況において、文部科学省ではインターネット等の様々なICTを活用し、国民に適時・適切な情報提供を行うなど、効果的・効率的な情報発信に取り組んでいます。

文部科学省ホームページでは、各分野における施策の情報を随時更新しています。また、毎週開催される大臣記者会見は、即日インターネット上に動画を掲載するほか、会見録や報道発表資料等を、ホームページを通じて公開しています。広報誌「文部科学広報」は平成22年度より電子書籍化を図

り、インターネット上からより多くの方々の閲覧が可能となりました\*<sup>9</sup>。庁舎内ミュージアム「情報ひろば」の情報もホームページを通じて発信しています。また、ゲーム要素を採り入れながら、施策を学べる子供向けウェブサイトも充実させています。

平成25年4月には、約4年ぶりに文部科学省ホームページのデザインを刷新し、情報が見やすく、探しやすいよう改善を図ったほか、災害時の迅速な情報発信や若年層への情報発信強化のため、中央省庁では初めてスマートフォンで快適な閲覧ができるレスポンシブウェブデザインを採用しました\*<sup>10</sup>。

ソーシャルメディアも積極的に活用し、より幅広い情報提供に努めています。公式Twitter（「mextjapan」\*<sup>11</sup>平成23年2月開設）では、毎日、ホームページの新着情報などを簡潔に発信し、平成25年度にはフォロワー数が12万を超えました。また、公式Facebook（「文部科学省MEXT」\*<sup>12</sup>平成23年6月開設）においても、ホームページとの連携を図りつつ、写真や画像を活用した分かりやすい情報発信を行い、平成25年度にはファン数が2万5千人に達しました。このほか、「YouTube」, 「ニコニコ動画」, 「USTREAM」に専用チャンネルを設置しており\*<sup>13</sup>, 施策の紹介動画等を制作・公開しているほか、会議・イベント等のインターネットライブ配信を実施しました（YouTubeチャンネル開設（平成20年8月）後の全再生回数：約450万回）。

民間との協力による映画・漫画等とのタイアップ広報においても、特設ウェブサイトやソーシャルメディア、インターネット動画等の広報媒体を相互に連携させた広報活動を実施しています。

## 2 我が国の文化発信の強化

急速に進展する情報通信技術は、文化行政でも大きな役割を果たすものとなっています。文化庁では、文化行政の情報化と情報発信の強化のため、文化庁ホームページなどを窓口とし、文化財や美術品、舞台芸術、メディア芸術、日本語教育、国語施策などの各種情報を広く国内外に提供しています。

例えば、「文化遺産オンライン」では、国や地方の有形・無形の文化遺産を集約することなどを目的として、全国の博物館・美術館、関係団体や各自治体の協力を得ながら、有形・無形を問わず良質で多様な文化遺産の情報を収集し、インターネットで公開しています\*<sup>14</sup>。

「文化デジタルライブラリー」では、インターネットを通じて舞台芸術の魅力を紹介する教育用コンテンツを学校などの教育機関をはじめとして広く一般に公開しています\*<sup>15</sup>。また、国立劇場各館の自主公演に関する上演記録や錦絵、番付などの収蔵資料に関する情報をデータベース化して公開しています。これらの事業は、平成12年度から日本芸術文化振興会が中心となって進めています。

そのほか、デジタルコンテンツなどの知的財産の創造・保護・活用を図るため、文化庁では、映画・アニメなどのコンテンツ制作などへの支援、海賊版（違法複製物）対策や情報化の進展に対応した著作権施策の推進などの様々な施策を実施しています（参照：第2部第9章第8節）。

## 第4節 電子政府の推進

世界最高水準のIT利活用社会の実現を目指した、「世界最先端IT国家創造宣言」等に基づき、「情報システム改革ロードマップ」を策定し、投資対効果を明らかにしつつ、省内システムのクラウド化

\*<sup>9</sup> 参照：[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/kouhou/](http://www.mext.go.jp/b_menu/kouhou/)

\*<sup>10</sup> 参照：<http://www.mext.go.jp/>

\*<sup>11</sup> 参照：<https://twitter.com/mextjapan>

\*<sup>12</sup> 参照：<https://ja-jp.facebook.com/mextjapan>

\*<sup>13</sup> 参照：<http://www.mext.go.jp/movie/index.htm>

\*<sup>14</sup> 参照：<http://bunka.nii.ac.jp/Index.do>

\*<sup>15</sup> 参照：<http://www2.ntj.jac.go.jp/dglib/>

の促進や運用経費の削減に取り組んでいます。

また、競争的資金の配分の不合理な重複や過度の集中を避けることを主な目的として、8府省<sup>\*16</sup>が共用する府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を開発・運用し、情報の相互活用や、競争的資金等の一連の手続のワンストップ化を行っています。

ホームページにおける行政情報の提供については、「電子行政オープンデータ戦略」等に基づく利用ルール見直し等の環境整備に取り組んだほか、引き続き、「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」に沿って、高齢者や障害者にも配慮したページの作成を行っています。

<sup>\*16</sup> 8府省…内閣府，総務省，文部科学省，厚生労働省，農林水産省，経済産業省，国土交通省，環境省

